

総合研究機構共同研究機器運用ガイドライン

1. 利用資格

- (1) 本学の専任教員、研究所の研究員
- (2) 本学の大学院生・学部生^(注)で機器操作講習会を受講した者
- (3) 研究所長が許可したその他の者

(注)学部生単独での機器の利用を禁止する。必ず指導教員の監督、指導のもとで利用すること。

2. 利用時間

計測センターの利用時間は原則として平日午前9時より午後6時までとする。時間内での利用を心がけること。ただし、貸出機器・ソフトはこの限りではない。

3. 利用手続の方法

利用にあたっては、以下の手続を経て利用すること。

(1) 研究所に設置する共同研究機器

- ①利用予約：「共同研究機器予約システム」で事前に予約する。(操作方法は別紙参照)
- ②利用開始：「共同研究機器利用状況一覧」の中の「利用開始」ボタンをタッチしてから機器利用を開始する。
- ③時間外利用：時間外に利用する場合は、予約期限までに「共同研究機器予約システム」で予約し、指導教員及び研究所長の承認を受けてから利用する。なお、時間外利用については運営委員会で定期報告が行われる。

【予約期限】

- ・夜間利用：利用日前日の午後4時まで
- ・早朝・休日利用：利用日前々日(連休の場合は直前の業務日の前日)午後4時まで

- ④利用終了：利用後、各機器に備え付けている「利用記録簿」に必要事項を記入後、「共同研究機器利用状況一覧」の中の「利用終了」ボタン⇒「総研事務室への連絡事項」で該当するものをタッチして終了する。

(2) 貸出機器

貸出機器の借用期限は原則1ヶ月とし、借用する場合は「貸出機器借用願」を総合研究機構事務室に提出すること。

4. 利用上の注意

利用にあたっては、以下を遵守すること。

(1) 荷物の持ち込み

飲食物や測定に直接関係のない荷物、雑誌等の持ち込みを禁止する。

(2) 消耗品等の準備

機器で使用する消耗品及び記録媒体(メモリーカード、USB メモリ等)は利用者で準備すること。

(3) 原状回復

- ①持ち込んだ薬品、消耗品等は各自の責任において管理し、使用後は持ち帰ること。
- ②利用の際に取り替えた部品や変更したパラメーターは、終了後元の状態に戻しておくこと。
- ③所定の位置にある機器や薬品を他の場所で使用した場合、必ず元の位置に戻しておくこと。
- ④真空蒸着装置、マルチコーター、イオンスパッタを利用した場合、終了後に必ず薬品で汚れを落としておくこと。他の機器も利用後機器周りを整理、清掃すること。

(4) 事故、火災への対応

機器の事故、火災等を発見した時は、ただちに関係者（事務室、守衛室、計測センター技術員、指導教員等）に連絡するとともに応急処置、復旧に努めること。

(5) 不注意による故障

使用上の不注意による機器の故障については、弁償を請求することがある。細心の注意を持って利用すること。

(6) 時間外利用後の消灯

時間外利用の場合、退室時に照明を消すこと。

(7) 利用停止処分

本ガイドラインに違反した場合、利用停止処分とすることがある。

以上